



表紙写真：世界遺産の春日大社御本殿から御蓋山を望む 撮影：加藤 忠広 氏

C O N T E N T S

- | | | | |
|----|---|----|------------------------------|
| 01 | 年頭挨拶(丸尾署長・上野山会長) | 08 | 税だより(平成28年1月から源泉徴収税額表が変わります) |
| 02 | 平成27年度納税表彰受彰者 | 09 | 税だより(個人から財産をもらった時は) |
| 03 | 特集1 ふるさと人物紀行 すてきな人たち
— 長榮 周作さん(パナソニック株式会社代表取締役会長) — | 10 | 税だより(府税事務所からのお知らせ) |
| 05 | らうんじ — マイナンバー元年 鷹野 秀明さん — | 11 | 郷土味めぐり — Restaurant紫山 — |
| 06 | ひろば — 春日大社式年造替にまつわる話 加藤 忠広さん — | 12 | 名所とところどころ — ラブリーフェスタ古川橋 — |
| 07 | 税だより(門真税務署からのお知らせ) | 13 | 特集2 平成27年税を考える週間報告 |
| | | 14 | 部会だより |



郷土四市の地域を結び、繋ぐ

税と繁栄

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>



公益社団法人 門真納税協会
会長 上野山 実



門真税務署長

丸尾 邦広

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

納税協会会員の皆様には心新たに新しい年をお迎えのことと存じます。また、門真税務署、税理士会はじめ関係各位には日頃から納税協会活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成二十八年の干支は丙申（ひのえさる）です。丙申は、いづれも共にあきらか、盛ん、伸びるといふ意があり、強い生命力・活力を内含し、昨年引き続き諸事成長発展をすることを示しているそうです。

平成二十八年度税制改正法案では、法人税率（実効税率）の引下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し、地方創生応援税制の創設、消費税の軽減税率（複数税率）の導入などが予定されており、税に対する国民の関心は一層高まっており、公益社団法人としての納税協会の役割はますます重要になっていきます。特に本年の大きな変化として、社会保障と税の一体改革としてのマイナンバー制度の運用が始まり、初期

における納税者の混乱が予想されておりますが、当会としては制度の情報提供や研修会等の開催を通じて、社会への周知に協力していきたいと思っております。

また、全国的に続いている人口減少高齢化を要因とした影響が、社会の仕組みにも困難さを与え、さらには協会活動への制約が懸念されます。協会の維持、発展的存続が特に重要な課題となって居りますので、積極的なPR活動を推進すると共に、会の存在意義へのますますの賛同を得るべく努力する所存でございます。

当協会は、納税協会の基本理念に基づき「税に軸足を置いた活動」を合言葉に、次世代への租税知識の普及、納税意識の啓発事業や申告納税制度の推進、税務行政円滑化への協力等に積極的に取り組み、地域社会へ貢献してまいります。本年も皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、引き続き協会活動へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。平成28年の新春を迎え、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様方には、日頃から適正な申告納税の推進と納税道義の高揚のため、多大なご尽力を賜り、お陰をもちまして、署務運営は順調に推移しておりますこと、紙面をお借りしまして心より厚くお礼申し上げます。

さて、今年はいまマイナンバー制度の導入の初年度となります。いわば、社会保障や税制の転換期であり、複数の機関に存在する個人情報と同一人の情報であるというこの確認を行うための基盤として、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」などが期待されています。

また、27年度の国の税収が高水準で推移する中、消費税率の引き上げに伴う軽減税率等のあり方が幅広く議論されるなど、色々な面で社会的あるいは経済的な公平、公正の確保ということが特に注目されてきております。

このような税に対する関心の高まりから、より良い社会生活の実現への好循環が生み出されるものと考えております。昨年の着任以来、各種会合、管内各市の市民まつり、「税を考える週間」において、コンサートや税金クイズなどの様々な行事を通じて、いろいろな体験をさせていただくとともに、管内の歴史等を学ぶ

ことができ、充実した半年でありました。今後も、活発な事業活動を展開させていただきますようお願いするとともに、会員の皆様方も社会保障・税番号制度への理解を深めていただき、適切な対応をお願い申し上げます。

さて、間もなく平成27年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期を迎えます。本年も2月3日から守り門真商工会館に確定申告会場を開設する予定です。また、白書申告を基本としながら、納税者サービスの一層の向上及び事務の効率化のため、自宅等からのICTを利用した申告を推進することとしております。門真納税協会の会員の皆様方におかれましては、申告書を作成される際には、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」やe-Taxを是非ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、個人資産税部会の皆様方には、本年も地区相談会場での受付事務等、円滑な会場運営にお力添えをいただきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。結びに当たり、公益社団法人門真納税協会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄並びに御健勝を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

平成二十七年 納税表彰式 晴れの受彰者



菊花薫る十一月十三日（金）、平成二十七年 納税表彰式がホテルアコーラ大阪守口に於いて挙行されました。

表彰状並びに感謝状を受彰（贈）されました方は、多年にわたり各団体の事業活動を通じて、組織の拡大・育成に努められるとともに、申告納税制度の普及・発展及び納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げられた方々です。

◆今回の栄えある受彰（贈）は次の方々です。（順不同・敬称略）



晴れの受彰者の方々

門真税務署長納税表彰
市川道人 納税協会 理事
上田フサ 納税連 副会長
菊地武秋 納税協会 常任理事
樋口ミツ子 納税連 理事

公益社団法人 門真納税協会 会長感謝状
北田廣男 納税協会 理事
高島登 納税協会 理事
福田耕作 納税協会 代議員
福田純子 納税協会 代議員
宮本淳一 納税協会 理事

門真税務署管内 納税貯蓄組合連合会 会長表彰
大倉基文 納税連 監事
國枝康雄 守り地区納税貯蓄組合
谷村勝美 四條阪市納税組合

門真青色申告会 連合会 会長感謝状
梶川良一 四條阪青申会 理事
境野祥一郎 守り青申会 常任理事
白谷将規 大東青申会
中井雅之 門真青申会 常任理事

大阪国税局長納税表彰（日27・10受贈）
谷中清孝 納税協会 常任理事

近畿納税貯蓄組合連合会 会長感謝状
上田フサ 納税連 副会長

門真税務署長感謝状（日27・5受贈）
上園茂 納税協会 常任理事
東口清子 納税連 理事



厳粛に行われた納税表彰式



ふるさと 人物紀行

常に高い目標を持ち続ける大志は
「守(しゅ)・破(は)・離(り)」の心得から

何事も基本が大切 目標は高く 経営を導く志を！

足跡と心構え

世界も日本も激動の時代にあつて構造的変化と価値体系が大きく変わろうとしています。中でも2020年は日本社会も少子高齢化に伴う大きな変動が予測されますが、一方、東京オリンピックの一大イベントが開催されます。飛躍的な進化の時代に、パナソニックは、ワールドワイド公式パートナーとして東京オリンピック・パラリンピック関連の活動に活躍されています。

昨年6月に日本経済団体連合会のオリンピック・パラリンピック等推進委員会の委員長に就任された長榮周作会長に日本の技術の粋を集めるオリンピックへの新たな技術ビジネス推進のお話、又パナソニック会長としての経営抱負、幼少時から剣道に学ばれた心得等幅広い貴重なお話を伺いました。

平成24年にパナソニックとパナソニック電気、三洋電機の3社の事業再編による新体制がスタートした。エコーソリューションズ社の社長に就任され、現在パナソニックの代表取締役会長として活躍されている長榮会長は愛媛県三津浜出身。幼少時より剣道を学び、高校時代はインターハイに出場。愛媛大学でも全日本学生剣道大会で活躍し、松下電気では97年の全日本実業団剣道大会で、監督として剣道部を優勝に導くなど、輝かしい剣道の足跡を残され、現在教士7段、最高位の8段を目指して、今も若い人々に指導される剣道歴56年。

剣道精神が長榮会長の大きな支柱になっているように感じましたが、お話の随所にご自身の生き方、経営者としての信条が活かされ、ご自身の座右の銘である、「守・破・離」の心得を大切にされている。言葉の意味は、主に武道や芸能における修行の段階を表した言葉で、「守」は師や宗派の教えを忠実に守る段階、「破」は自分の殻を破り、他流を研究するなどしてさらに修行する段階、「離」は師や流派を離れ、自分の流派を極める段階を意味し、単に剣道の鍛錬だけでなく経営者としての鍛錬にも人材育成にもあてはまることとして、生き方の信条として今も大切にされている。

愛媛大学の工学部電気工学科で、学ばれた技術力は松下電気の照明器具の開発に活かされ、海外事業や子会社の経営にも携われ、どんな苦難があっても自ら匙(さじ)を投げない、強い信念と基本を重視され、結果を出すために、常に高い目標を持つことを挙げられる。

基本を大切に、大局的に判断し常に目標を高く完徹することを信条とされている。



パナソニック株式会社
代表取締役会長
なが え しゅうさく
長榮 周作さん(65歳)

プロフィール

- 愛媛県出身、1950年1月30日生
- 1972年3月 愛媛大学工学部卒業、松下電工株式会社入社
- 2010年4月 パナソニック電工株式会社 代表取締役副社長
- 2010年6月 同社代表取締役社長
- 2012年6月 パナソニック株式会社 代表取締役副社長
- 2013年6月 同社代表取締役会長、現在に至る



取材後記

すてきな通りの「守・破・離」の心得

2020年は世界も日本も大きな転換期を迎える。当協会も50周年、日本は東京オリンピックが開催されるが日本の技術の粋を結集し新しい時代の構築が求められています。

多忙を押しての取材に快く受けていただき、故郷談から経営談、幼少時から始められた剣道のお話まで幅広くお聞きすることができました。

長榮会長さんのお人柄、生き方、経営心は剣道で学ばれた精神(こころ)「守・破・離」の心得が今も息づいておられ、魅了されるインタビューになりました。

常に日本の精神を大切に世界に発信されるパナソニックの飛躍を支える人間力、激動の経営環境の中で攻防一体の長榮会長の心構えを深く学びさせていただきました。

文責 加藤 忠広

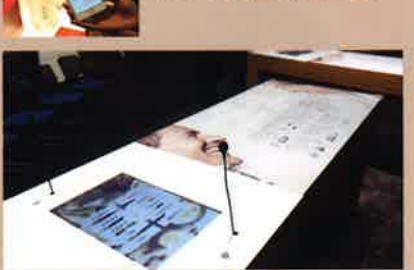


インタビューを終えて、長榮会長と共に取材の協会役員と共に。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて開発中の各種技術を公開した。「おもてなし」をキーワードに、ペンダント型の自動翻訳機をはじめとした多言語対応技術や、個人認証やセキュリティ対策に利用する技術などを披露した。



パナソニックの「光ID」技術は照明の光にスマートフォンをかざすだけで、様々な情報を取得できる。



翻訳を実行しながら、ディスプレイに関連情報を表示する

翻訳エンジンには、情報通信研究機構(NICT)が開発する技術を採用。これをベースに、マイクの雑音除去技術などパナソニック独自の技術を盛り込んで開発を進めている。



パナソニック剣道部女子が全日本実業団剣道大会で優勝した時のものです。男子は3年前に優勝、女子は現在2連覇中です。

10兆円企業を目指して、日本を代表する世界のリーディングカンパニーであるパナソニックの経営トップとしての抱負をお聞かせいただきたいのですが。

長榮 現在、会長職として社長を始め経営陣を支える立場で取締役会等に携わっております。電工時代の様々な経営体験や海外での経験を活かして側面から支えたいと思っています。

長榮会長は剣道歴も長く又輝かしい戦績を残されておられますが、剣道から学ばれた精神を披露頂きたいのですが。

長榮 出身が愛媛県の三津浜というところで、幼い時から剣道を始め、高校時代はインターハイ出場、大学でも全日本学生剣道大会に出場し、松下電工時代は監督として実業団剣道大会で優勝、現在は教士七段、その上の八段を目指しております。最高位の段ですが、あきらめず、上を目指しています。(笑)

剣道で学んだことでいつも大切な

にしている言葉に「守・破・離」ということばがあります。伝統芸能でよく使われており、基本をしつかり身に付けて、伝統を守り、新しい道を拓き、その道を極める意味です。これは、単に剣道の道だけでなく実業の世界でも通じる言葉で、今日まで私はこの言葉を大切にしています。

何事も基礎や基本が大事で、その上で新しい高い目標をもって実行し、結果を出していくことが、経営でも大切なことといえます。

ご出身が愛媛県ということですが、愛媛のことで何か思い出がありますか。

長榮 今年二月には愛媛に帰ろうと思っております。愛媛で生まれ、愛媛で育ち、大学も愛媛大学でしたから青春時代は愛媛県人です。(笑)一九七二年、縁あって松下電工に入社した訳ですが、技術畑で照明器具の開発に携わってきました。その後、海外事業や、子会社への出向など様々な経験が、今に生きていく様に思います。

パナソニックもオフィシャルパートナーをされていますが、長榮会長のオリンピックへの抱負をお聞かせ下さい。

長榮 世界中の人々が日本へやってくる訳ですから、様々な形でのオリンピックへの貢献を考えています。例えば、同時通訳が可能な自動翻訳機です。ポータブルに持ち運べ、世界の言葉を通訳することで、日本の良いところを、余すことなく知って頂く手助けになると考えています。また、経団連の委員会活動は始まったばかりですが、これから様々な形で貢献をしていきたいと思っています。

最後に、長榮会長の趣味を教えてください。

長榮 ゴルフですかね。ハンデイクヤップインデックスは田辺カントリー倶楽部の13です。それと、剣道の話になりますが、若い人達と稽古するのをいつも楽しみにしています。剣道は「日本の精神」とも言うべき武道の一つです。これからも若い人々と日本の道を大切にしていきたいと思っています。

大変ご多忙の中、貴重なお話を聞かせて頂き有り難うございました。

新年明けましておめでとうでございます。法人担当の特別国税調査官の鷹野秀明でございます。

公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方には平素から税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして幸多い年となることを祈念いたしております。さて、本年は4年に一度のオリンピックがブラジルのリオデジャネイロで開催されます。

私たちの職場におきましては、社会保障・税番号制度いわゆる「マイナンバー制度」が導入され、本年1月からスタートする年でもあります。

既にご存知の方もおられると思いますが、マイナンバー制度につきましては簡単に説明したいと思います。

このマイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されました。

具体的には、本年1月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税金の手続きなどで、申請書等に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

国税の分野におきましては、申告書、届出書及び法定調書などを提出される方につきましては、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載していただくことになります。

この個人番号や法人番号につきましては、昨年の10月以降、「通知カード」や「法人番号指定通知書」により、皆様方に通知されていると思います。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人に1つ指定され、市区町村から住民票の住所に「通知カード」、より通知され、法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から登記上の所在地に「法人番号指定通知書」により通知されております。

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報を守るため、個人番号の利用範囲や提供・収集を制限す



門真税務署 特別国税調査官 鷹野 秀明

『マイナンバー元年』

など、特定個人情報の取り扱いについて厳しい保護措置が定められています。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

また、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めたり、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報提供したり収集してはなりません。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類には提出する本人の個人番号又は法人番号を記載することになります。

これ以外にも、例えば給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書であれば、①支払者の個人番号又は法人番号、②支払いを受ける者の個人番号に加えて、③控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号なども記載することになります。(なお、昨年10月に所得税法施行規則等の改正が行われ、本人へ交付する源泉徴収票や支払報告書等については個人番号の記載は必要ありません)

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法としては、①番号確認(正しい個人番号であることの確認)と②身元(実在)確認(提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)の2つを行うことが必要となります。支払を受ける方が「個人番号カード」を持っている場合には、番号確認と身元(実在)確認がこのカードのみで可能です。個人番号カードを持っていない

場合は通知カードや個人番号付きの住民票等で正しい個人番号であることの番号確認と運転免許証やパスポートで提供を行う者が番号の正しい持ち主であることを写真で確認する身元(実在)確認の2つの確認を行うことが必要となります。

なお、「個人番号カード」は、通知カードに同封されている申請書を用いて、市区町村に申請することにより無料で取得することができます。

このほか、本人確認が困難と認められる場合などに限り、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等による本人確認も認められており、国税庁長官が国税庁告示を定めています。

私たちが、このマイナンバー制度の円滑な導入と運用に努めてまいりますので、会員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、マイナンバー制度に関する情報につきましては、国税庁ホームページをはじめ、マイナンバー情報提供サイト、内閣官房ホームページ、政府広報オンラインなどでご覧いただけます。

最後になりましたが、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方のご繁栄とご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、本年も昨年と変わりのないご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



「邪馬台国はどこですか」

この本はいわゆる歴史推理のジャンルに属しており、この類の作品は枚挙にいとまがないのですが、その中でこの一冊を挙げたのは学生時代に一番苦手だった歴史に私が興味を持つことになったきっかけとなった本だからです。

おかげで今では事件、人物を問わず、歴史に関わる本に携わっている次第です。

本書で「邪馬台国」の文字に魅かれ手に取ったこの本は、鯨統一郎という覆面作家の作品で、ミステリーのジャンルにおける賞選考において、「これがはたしてミステリーといえるのか。しかし非常に興味深い作品だ。」と最後まで選考委員を惑わしたものでしょうが、読んで実に面白いものでした。

内容は、歴史の謎に対し素人が歴史学者にユニークな異説を唱え、検証バトルを繰り返すというもので、軽妙なやりとりはテンポよく肩ひじ張らずに楽しめるものです。舞台はバーのカウンターで、取り上げられる謎もブツダの悟り、邪馬台国の比定地、聖徳太子の正体、光秀謀反の動機、明治維新の黒幕、イエスの復活と誰が一度は聞いたことがあるものとなっています。

この著者は同様の設定で、「新・日本七不思議」、「新世界の七不思議」の作品もあり、いずれも「私の一冊」を含め、歴史やミステリーに興味ある方にはぜひともお勧めしたい作品です。

門真税務署 特別国税調査官 鷹野 秀明

広報部会管外研修講話より

世界遺産の社(やしろ)・国宝の社殿 春日大社、第60次式年造替にまつわる話



広報部会 門真地区副部長 加藤 忠 広

はじめに・・・

今年11月6日に執り行われる春日大社・第60次式年造替、本殿鎮座祭は20年に一度の本殿の作り替えの歴史的な一大行事が行われますが、平成19年より御造替修築工事が進められ、昨年(平成27年)3月27日には大神主の仮殿鎮座祭が厳粛かつおそかに執り行われ、今年の11月の式年造替本殿鎮座祭へ向けて様々な奉仕活動がなされています。

当協会広報部会管外研修会で春日大社を訪れ、今井欄宜より御造替修築工事の真只中の本殿始め春日大社の全てを見学させて頂き、貴重な式年造替にまつわるお話を伺いました。

***遷宮と式年造替の違いって何?**

伊勢神宮では新築する宮殿の位置が隣の空地(古殿地)に遷るので特に「遷宮」というが、春日大社では神様を西隣の移殿に一時仮にお移しし(仮遷座祭)、工事が終われば元の本殿にお還りいただく(本殿遷座祭)。つまり本殿の位置は変えずに建て替え、或いは修理するので「造替(ぞうたい)」というのである。ほかに「造宮」「造工」「造宮」とかいわれています。

***外遷宮と正遷宮の意味の違いについて**

外遷宮というのは、移殿に仮にお遷(うつ)り頂く儀式で、仮殿遷座祭のこと

***式年制度について**

神社というものは木造で、屋根は萱や松皮、柿葺きが多いため、二、三十年もたてば傷(いた)んでくる。しかも日本の神様は常に清浄を尊ばれる。そこで、決まった年限が来ると定期的に建て替える、式年という制度が行われるようになる。元々古い時代、神社建築というものが始まって以来、その初めの頃は、破損や災害等があれば、その都度、修理が行なわれていたものと考えられるが、伊勢神宮では最も早く七世紀天武天皇の頃から二十年毎に行われ、十世紀初めに制定された「延喜式」により、一般神社では破損に従って社殿の修理を行なうが、伊勢神宮をはじめ、「住吉・香取・鹿島等」の大社では二十年に一度、破損の有無にかかわらず社殿を建て替え、神霊を定期的に新しい社殿に御遷しする式年遷宮が、国の制度として公布されるに至っています。

春日大社は当初、式年ではなく、破損した時点で修理や造替を行なっていました。



今井欄宜より第60次式年造替の講話が



額塚(がくづか)の説明をする今井欄宜



社頭の大杉



今井欄宜より門真連根の生産者が奉納した燈籠の説明

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

旧年中はいらぬご指導いただき有り難うございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

平成二十八年 元旦

門真市股馬町八番十号
公益社団法人門真納税協会
会長 上野山 実
役員 一同

第一回目の造替は創建二年後の宝亀年中(七七〇〜七八〇)であり、平安中期から鎌倉時代にかけてでは、その都度造司を指定して造営を行なっています。それが二十年毎になるのはおよそ南北朝時代の貞治六年(一二三六)の第二十九次のご造替の頃から。それ以降、戦国時代の三十三年という遅延の期間もあるが、ほぼ二十年毎に造替が繰り返されてきました。

終わりに・・・

まさに壮大な時代絵巻の中にある様な想いで見聞した研修でした。境内には日本でも最多の三千基に及ぶ燈籠は訪れる人々への心癒される厳粛な景観に魅了される想いでした。特に門真の連根の生産者が江戸時代に奉納された燈籠は当時の農民の思いが伝わってくる想いでした。

春日大社の顔でもある中門・東西御廊は、日常の祭展奉社を行なう大切な社殿です。(表紙写真)

創建は、平安時代の寛治七年(一〇九三)以前、現在の建物は第四〇次、江戸時代の慶長一八年(一六一三)に造替されたもので、平安時代と全く変わらぬ造替技術に驚きでした。伝統技術の粋を集めた文化財保存修理の様子を見学させて頂き改めて式年造替への日本を代表する春日大社の心が伝わってきた想いです。

平成28年1月から源泉徴収税額表が変わります

平成28年1月1日以後に支払うべき給与等について税額を算出する際には、「平成28年分 源泉徴収税額表」を使用してください。(この税額表の税額には、復興特別所得税相当額が含まれています。)なお、「平成28年分 源泉徴収税額表」は税務署において配布するほか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)にも掲載しております。

●お問い合わせ先/門真税務署(源泉所得税担当) 電話 06-6909-0181

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出期限は、2月1日(月)です。

提出は、e-Taxがとっても便利!

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して送信(提出)できるので、税務署への郵送や持参する必要がなく、大変便利です。

また、市町村へ提出する「給与支払報告書」もeLTaxから送信できるので、e-Taxと併せてご利用ください。

こんな方におすすめです

従業員がいろいろな市に住んでいるから、「総括表(給与支払報告書総括表)」を書くのが面倒! など

●お問い合わせ先/門真税務署(管理運営部門・個人課税部門) 電話 06-6909-0181

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納税には、振替納税が便利です。

◆平成27年確定申告分の振替納付日

- ・所得税及び復興特別所得税 平成28年4月20日(水)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者) 平成28年4月25日(月)



門真税務署の確定申告会場は「守口門真商工会館」です。

開設期間 2月3日(水)~3月15日(火)
※土・日・祝日を除く(但し、2月21日及び2月28日の日曜日に限り開設しております。)

開設時間 午前9時~午後5時

所在地 門真市殿島町6-4
※会場では納税はできません。(お近くの金融機関等をご利用ください。)



開設期間中は、門真税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書等の受付(提出)、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。なお、上記の開設期間以外(土・日・祝日を除く)は、門真税務署で相談を行います。

※当会場の開設時間は、午前9時から午後5時までですが、申告会場の混雑状況によっては早めに(午後4時頃)受付を終了させていただく場合がございます。
※会場の駐車場(有料)は限りがありますので、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
※当会場に関するお問い合わせ先
門真税務署 個人課税部門 TEL06-6909-0181(代表)
上記番号におかけいただくと自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い操作してください。

●還付申告特設会場

会場	開催日程	受付時間
大東市立市民会館(2階ホール1・2)	2月3日(水)	9:30~11:30 13:00~15:00
	2月4日(木)	
	2月5日(金)	
四條畷市立市民総合センター(1階展示ホール)	2月9日(火)	9:30~11:30 13:00~15:00
	2月10日(水)	

●地区相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口市文化センター エナジーホール(3階研修室)	2月23日(火)	9:30~11:30 13:00~15:00
	2月24日(水)	
門真市民文化会館 ルミエールホール(3階研修室)	2月25日(木)	
	2月26日(金)	
大東市立市民会館(3階中会議室)	2月17日(水)	
	2月18日(木)	
四條畷市商工会館(2階研修室)	2月29日(月)	
	3月1日(火)	

●地区相談会場

会場名	開設場所	開設期間及び開設時間【土・日・祝日等を除く】
JR北新地駅前会場	JR「北新地駅」東改札口から右側へ約60m 大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道	2月2日(火)~2月15日(月) 9:30~16:00

大阪府と府内市町村では、 平成30年度から

原則として、すべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、
個人住民税の給与からの**特別徴収を徹底します。**

大阪府と府内全43市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。この取組みを広く住民の方々に知っていただくため、府と府内市町村とでオール大阪共同アピール(大阪府HP <http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/> に掲載)を採択しました。

特別徴収とは、事業主(給与支払者)の方が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員(納税義務者)の方に代わって、市町村に納入する制度です。

事業主は、地方税法の規定により、すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

事業主の方にとっては、所得税のように税額の計算や年末調整をしていただく手間がありません。従業員の方にとっては、金融機関等で納付する手間が省け、納め忘れがなくなります。

個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

個人事業税の納税には、 便利で安心・安全な預金口座振替をご利用ください!

納付書に同封または府税事務所に備付けの大阪府税預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印のうえ、お申し込みください。
お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。
※ゆうちょ銀行(郵便局)ではお取り扱いできません。

「Pay-easy(ペイジー)」を利用して府税をお支払いただけます!



「Pay-easy(ペイジー)」マークが表示されている納付書については、府が指定する金融機関のATMやインターネットバンキングをご利用して納付することができます。



大阪府広報担当副知事もずん

詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

(府税ホームページ「府税あらかと」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/>)

(お問い合わせ先) 大阪府北河内府税事務所 個人事業税課 TEL072-844-1331



個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ①「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除(110万円)を越えるとき
- ②「相続時精算課税」を適用するとき

なお、平成27年分の贈与税の申告と納税は、平成28年2月1日(月)から3月15日(火)までとなっています。

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

制度の趣旨

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要等

◎財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなくてはならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産(注)を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

(注)「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

(注)「時価」とは、その年の12月31日におけるさいさんの現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格(同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額)などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価格や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所(又は居所)に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています(財産及び債務に関する事項については、「種別別」「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります。)

(注)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎財産債務調書提出の期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

(注)法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成28年3月15日(火)になります。

○申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「贈与税の申告書作成コーナー」では画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

※「贈与税の申告書作成コーナー」は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)からアクセスし、画面の案内に従って「贈与税の申告書作成コーナー」を選択してください。

京阪古川橋駅周辺でくり広げられるふれ愛・にぎわい! ラブリーフェスタ、5万人の人で!



上左/インフォメーションでの美化推進運動など 上中、右/サンジョゼひろばの大阪メチャハッピー祭
 下左/門真市はじめ多くの方がフェスタに 下中/ガラスケや蓮ちゃんもPRに 下右/得々にぎわい商店街に多くの人達が



昨年の11月25日には、今では京阪古川橋駅の風物詩として親しまれている色鮮やかなツリーと色鮮やかな街灯の点灯式が盛大に行われ、買い物客や訪れる人々が楽しんでいるのが印象的でした。尚1月31日までイルミネーションは続けられます。
 夢街の物語は街の人々の誇りとして熱い想いが伝わってきます。

ふれ愛・にぎわい!

ラブリーフェスタ'15

22世紀へみらい 100年祭り

古川橋南北地域活性化協議会
(ラブリーフェスタ実行委員会)

ゼロから始めた、夢街づくり、ラブリータウン古川橋は、今では門真の顔に、そして未来へ――

京阪古川橋駅周辺のラブリータウン古川橋と云えば門真の表玄関として欠かせない。年間を通して様々なイベントや催事が華やかに街をあげて開催されていますが、なかでも10月のふれ愛・にぎわい!「ラブリーフェスタ」(22世紀へみらい100年)は門真市、商工会議所、商業連盟始め500団体に参加する街の最大のイベントとして5万人の人々が祭を心から楽しんでます。ラブリーフェスタ実行委員会を主催する古川橋南北地域活性化協議会の高橋潤会長にお話しを伺った。「昭和52年の門真市古川橋特定土地区画整理事業として民間による全国でも初めての駅前再開発事業の発起り住んでいる皆さんがゼロからスタートした街づくりです。夢を求めて住む人、営む人がオンリーワンの「街づくり」を目指そうと「ラブリータウン古川橋」が誕生し、20周年の記念の年(平成16年)から全住民の夢を託して「ふれ愛・にぎわい!ラブリーフェスタ'04」がスタート。昨年で11年間を経過し、今では門真市全域はもとより周辺地域や府下からも参加者は増えていきます。」と語る高橋会長は街づくりを始めた川村光壽氏への足跡の功労をふり返り、これからの厳しい地域社会の中でも、さらに発展させていきたいと熱い想いの抱負を語られた。



門真編

京阪古川橋駅下車徒歩3分

世界各国の料理が一堂に楽しめる一流シェフ自慢の200種類のメニューでおもてなし!

Restaurant 紫山

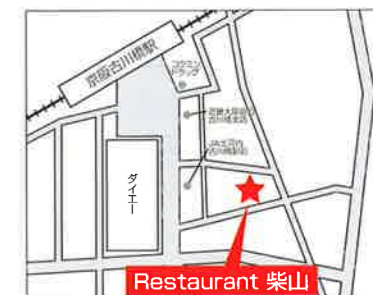
新しい年の始まりは「紫山」から... 美味三昧で、楽しいひとときを!



上左/シェフの栗原寛太さん 上中/ゆったりテーブル席半個室 上右/紫山本館正面玄関
 下左/本館テーブル席 中央/坂本マネージャーと協会広報役員 下右/シェフのおすすめコース



住所: 大阪府門真市末広町17-14-1 ポケットアベニュー1F
 電話: 06-6907-0350
 営業時間: 月~日
 ランチ 11:30~15:00(L.O.14:00)
 ディナー 17:00~23:00(L.O.22:00)
 定休日: 第1日曜日、第3日曜日



門真の表玄関古川橋、食の迎賓館
 最高の雰囲気ともてなし
 気品溢れた名シェフ自慢の料理
 で魅了!

門真の表玄関、京阪古川橋駅周辺は門真を代表する活気溢れる街。その中で平成9年に本格的レストランをオープンして大評判の紫山の味は名シェフ栗原寛太さんの19年変わらない味と料理魂に魅せられて訪れる食客にはグルメファンのみならず、若い人たちにも欠かせない憩いの場になっている。今では門真の迎賓館の役割を果たしている。店内はゴージャスで接客がいきどき、スタッフのもてなし、気配り、心配りが嬉しい。一品一品に心をこめてつくり上げる料理と世界各国の料理が気軽に楽しめるのも不動の人気秘密。中でも栗原料理長の19年間の最高の料理が「シェフおまかせ料理」。四季折々の世界の料理をオーダーでき、料理長心づくしの料理は人気ランキングでも常に断トツの人気メニュー。

200種にも及ぶ多彩な料理もすべてお客様の好みに合わせ気軽に食べて戴きたい想いが伝わってくる食して納得のシェフ自慢のおまかせ料理でした。

昨年の11月から今年の1月は古川橋の街の皆さんをおもてなしのイルミネーションとライトアップで迎え、料理や語り、カラオケは訪れる人々の社交場としても人気を博しています。

常連の方からは「いつも最高の料理が楽しい、しかも紹介しても自慢できるのが嬉しい。」と聞きます。

料理は新年明けの「紫山」から元氣の出る一流シェフの味を楽しんでください。



総務部会
○第20回理事会の開催

10月23日(金)納税協
会3階会議室に於い
て、第20回理事会を
開催。各事業部会よ
りの報告事項、税を
考える週間行事、職
務執行状況報告、組
織強化等について審
議が行われました。



青年部会
○府下青連協議演会の開催

10月22日(木)新阪急
ホテルに於いて大阪府
下ブロック青年部会
連絡協議会講演会開
催され、当協会青年
部メンバーが参加し、
交流がなされました。



法人部会
○改正法人税法説明会の開催

10月21日(水)守口
文化センターに於いて
改正法人税法説明会
を開催。門真税務署
担当官より、平成27
年度法人税の改正事
項を中心に説明がな
されました。



総務部会
○秋季特別研修会の開催

10月30日(金)霊山歴
史館(京都市東山区)
に於いて、秋季特別研
修会を開催。霊山歴史
館学芸課長の木村武
仁氏、館長の土方有二
様よりの講演がなされ
、続いて講師とゲストを
交えての交流懇談会を
開催いたしました。



青年部会
○管外研修会の開催

10月28日(木)北山
顕氏随行のもと、萱
野三平記念館の見学
同氏が館長を務め現
在の日本の繁栄を築
いた明治以後の偉人
を顕彰する箕面学園
の道「時習堂」で研
修が行われました。



法人部会
○マイナンバーセミナーの開催

10月27日(水)、10月
29日(木)の2日間納税
協会会議室に於いて、
社会保険労務士の津
田英人氏を講師に迎
えて、マイナンバー直
前対策セミナーを開
催。両日とも満席の
中受講されていました。



間税部会
○工場見学会の開催

11月18日(木)パナソ
ニック(株)キッチンアプ
ライアンス事業部神
戸と神戸酒心館の見
学会を開催。当日は、
好天に恵まれ参加者
同楽しいひと時を過
ごされていました。



法人部会
○特別研修会の開催

11月17日(水)ホテル
アゴラ大阪守口に
於いて、法人部会特
別研修会を開催。
門真税務署副署長
よりこれまでの税制
改正の内容及、平成
27年度の改正事項の
留意点について説明
がなされました。



個人資産税部会
○記帳説明会の開催

11月11日(水)、12日
(木)が事業の方、16日
(月)、17日(火)が不動産
の方を対象に記帳説
明会が門真税務署別
館に於いて開催され、
帳簿のつけ方について
税理士会門真支部派
遣の税理士より説明
がなされました。



青年部会
○年末講演会の開催

12月3日(木)松心会
館会議室に於いて、年
末講演会を開催。
門真税務署長より、
「インターネットの衝
撃」のテーマでご講演
がなされ、続いて意見
交換会にて懇談がな
されました。



間税部会
○印紙税研究会の開催

11月26日(木)納税協
会2階会議室に於い
て、印紙税研究会が
開催され、門真税務
署担当官を交え、業
務委託契約に係る印
紙税の事案等について
出席者から意見が出
され、それぞれにつ
いて討議を行いました。



法人部会
○年末調整説明会の開催

11月19日(木)大東市民
会館、11月20日(金)守
口文化センターに於い
て、年末調整説明会
が開催され、門真税
務署担当官等より年
末調整と法定調書の
作り方について説明
がなされました。



H27年度 税を考える週間報告

税を考える週間行事に併せて管内で多彩な事業を開催!



○門真市農業まつり(11/14)



○守口市民まつり(11/1)



○四條畷市民の集い(10/25)

管内市民まつりに協賛
税のPR・税金クイズ等を実施

納税表彰式



ホテルアゴラ大阪守口にて(11.13)

作文表彰式



守口文化センターにて(12.15)



ポップタウン住道オペラパークにて(11/11)

まちかどコンサート



税金クイズとふれ愛コンサート

守口文化センターにて(H27.12.15)



税の作文朗読



税金クイズに挑戦



顧問の梅田先生と大阪桐蔭高等学校吹奏楽部のみなさんの演奏

色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+ AIUのベーシック傷害保険) (大同生命の無配当 総合医療保険)

DAIDO 大同生命

大阪中央支社/大阪府大阪市中央区谷町1-5-4
(近畿税理士会館・大同生命ビル) TEL 06-6942-0391

AIU 保険会社
Member of AIG

大阪第一支店/大阪府大阪市北区天満橋1-8-30
(OAPタワー34F) TEL 06-6356-5430

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1005(平成27年8月28日)